

男鹿市訓令第1号

男鹿みなと市民病院処務規程の一部を改正する訓令

男鹿みなと市民病院処務規程（平成17年男鹿市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部、局、科、室、班及び係の設置)</p> <p>第2条 病院に、次の部、局、科、室、班及び係を置く。</p> <p>診療部 内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、<u>婦人科</u>、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、手術室、透析センター、薬剤科、検査科、給食科</p> <p>看護部 (略)</p> <p>事務局 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 診療部、看護部、事務局及び室において所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>診療部各科（リハビリテーション科、放射線科、手術室、透析センター、薬剤科、検査科及び給食科を除く。）</p> <p>(1) <u>診療</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>診療部手術室～事務局 (略)</p>	<p>(部、局、科、室、班及び係の設置)</p> <p>第2条 病院に、次の部、局、科、室、班及び係を置く。</p> <p>診療部 内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、<u>産婦人科</u>、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、手術室、透析センター、薬剤科、検査科、給食科</p> <p>看護部 (略)</p> <p>事務局 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 診療部、看護部、事務局及び室において所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>診療部各科（リハビリテーション科、放射線科、手術室、透析センター、薬剤科、検査科及び給食科を除く。）</p> <p>(1) <u>診療及び助産</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>診療部手術室～事務局 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。